

菊陽町の給与・定員管理等について

「菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき町職員の給与、職員数及び勤務条件等について、主として平成24年4月1日現在の状況を公表します。
 なお、概要版を広報「きくよう」平成24年11月号に掲載しています。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

決算書から

区分	住民基本台帳人口 平成24年3月31日現在	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成21年度の人件費率
平成23年度	37,952人	12,040,757千円	583,761千円	1,755,547千円	14.6%	14.4%

(注)人件費は、平成23年度における特別職(町長、副町長、議員、非常勤職員など)に支給される給料や報酬などを含みます。

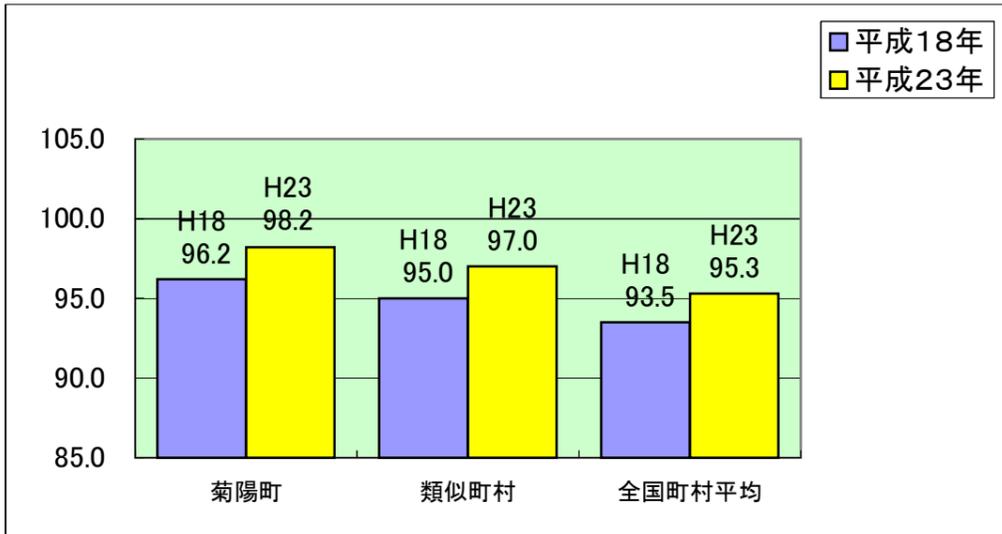
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	197人	717,218千円	80,580千円	248,174千円	1,045,972千円	5,310千円

(参考)類似団体平均一人当たり給与費	5,832千円
--------------------	---------

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数で、国民健康保険、高齢者医療、介護保険の各特別会計及び下水道事業会計の合計22人の職員と教育長は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(平成18年・平成24年4月1日現在 一般行政職の場合)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員(町職員)の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 一般行政職は、職員区分のうち代表的な職種です。

(4) 給与改定の状況(※人事委員会を設置している市町村が記入)

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成23年度	— 円	— 円	— 円	— 円	— %	△ 0.23 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において4月分の給与額をラスパイレス比較した平均級月額です。

2) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成23年度	— 円	— 円	— 円	— 円	— 月	3.95 月

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	395,800	408,400	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(菊陽町以外は、平成23年4月1日現在)。

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
菊陽町	42.0歳	317,000円	387,833円	338,647円
熊本県	43.9歳	337,087円	395,657円	365,691円
国	42.3歳	327,205円	-	397,723円
類似団体	43.2歳	328,371円	385,261円	361,176円

2) 技能労務職(菊陽町は給食調理)

区分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
菊陽町	42.3歳	17人	280,600円	286,713円	284,163円
熊本県	48.3歳	386人	322,441円	359,009円	340,633円
国	49.5歳	3,689人	283,862円	-	321,662円
類似団体	48.7歳	15人	290,487円	318,629円	307,572円
民間事業者平均	42.2歳	-	-	251,200円	-

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区分	学歴	菊陽町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	167,034円	172,200円
	高校卒	140,100円	135,897円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	142,299円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

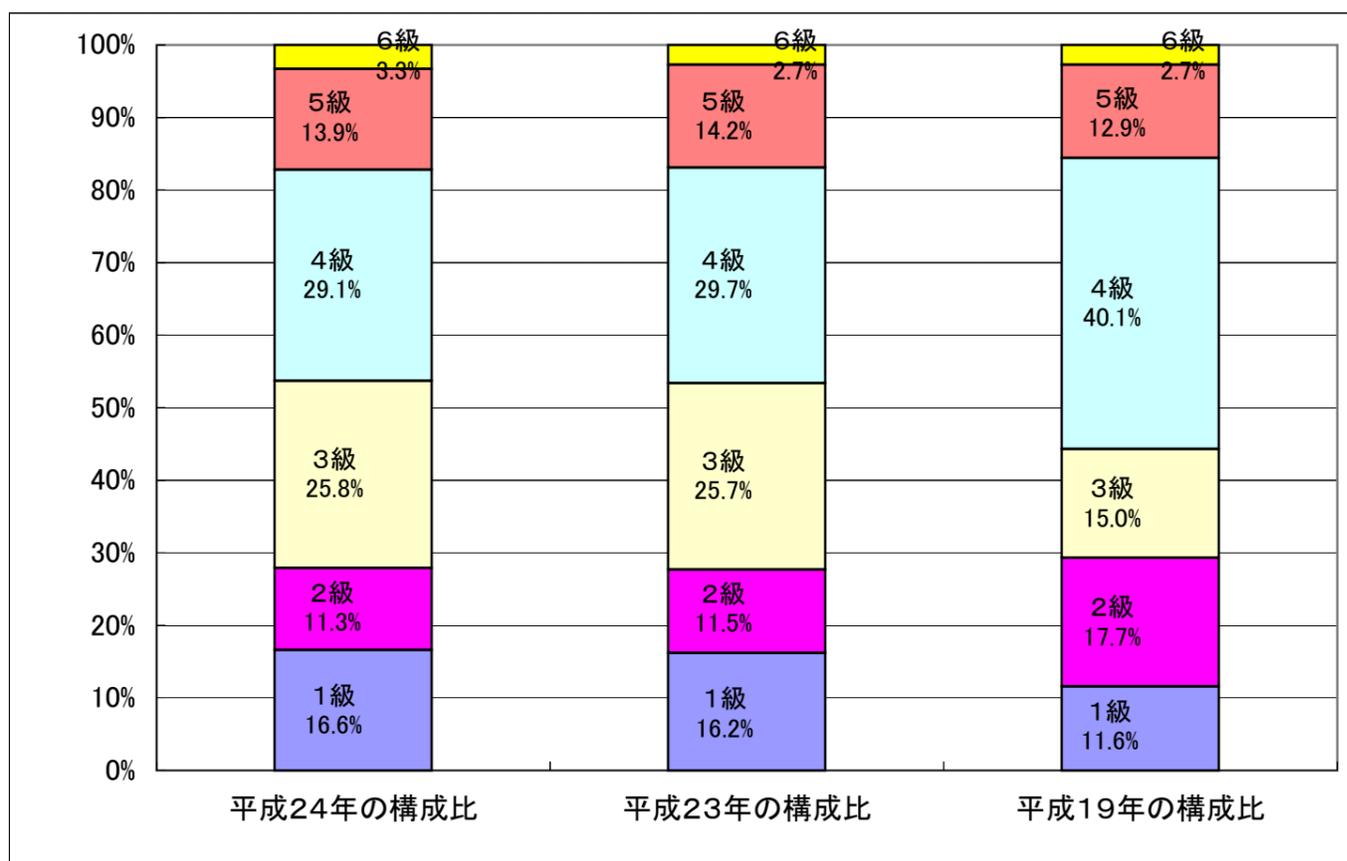
経験年数	学歴	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	236,200円	286,400円	330,100円
	高校卒	193,800円	231,600円	285,700円
技能労務職	高校卒	対象者なし	220,500円	対象者なし

4 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師、保育士、保健師の職務	25人	16.6%
2級	相当高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師の職務	17人	11.3%
3級	係長、園長、参事、主査の職務	39人	25.8%
4級	課長、室長、局長、支所長、所長、館長の職務 課長補佐の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	44人	29.1%
5級	総務課長、総合政策課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	21人	13.9%
6級	部長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	5人	3.3%

(注) 1 菊陽町の給与条例に基づく給料表の給区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の結果を昇給区分に反映していない。

5 職員の手当の状況

平成24年4月1日現在

(1) 期末手当・勤勉手当

手当の種類	菊陽町		国の制度との異同	支給実績 (平成23年度決算)	1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
期末・勤勉手当	6月期	1.225月分	左 同	274,213千円	1,252千円
	12月期	1.375月分			
	計	2.600月分			
	加算措置	職務の級による加算措置 5%～15%			
退職手当	自己都合	勤続20年 23.50月分	左 同	150,342千円	25,057千円
	勤続25年	33.50月分			
	勤続35年	47.50月分			
	最高限度額	59.28月分			
扶養手当	配偶者	13,000円	左 同	21,242千円	97千円
	扶養親族の配偶者を有する者 で扶養1人まで	6,500円			
	扶養親族でない配偶者を有する者 で扶養1人まで	6,500円			
	配偶者のないもので扶養1人まで	11,000円			
	扶養親族2人目以降	6,500円			
16歳～22歳までの子 加算	5,000円				
住居手当	持家で新築5年まで	2,500円	支給なし 左 同	13,371千円	61千円
	借家(最高限度額)	27,000円			
通勤手当	交通機関利用者(最高限度額)	55,000円	左 同	7,849千円	36千円
	自動車通勤者 通勤距離 2km～	2,000円～ 24,500円			

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の結果を昇給区分に反映していない。

手当種別	内 容	支給実績 (平成23年度決算)	1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職手当	課長職 手当率 8% 部長職 " 10%	11,590千円	414千円
時間外勤務手当	時間帯により 時間外手当率 0.25～1.6	50,481千円	264千円
特殊勤務手当	感染症防疫作業手当 日額 290円	0千円	0千円
	用地交渉従事手当 日額 500円	0千円	0.5千円

地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

10 特別職の報酬等状況(平成24年4月1日)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町長	747,000円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 909,000円 / 76,700円	
	副町長	593,000円 (円)	750,000円 / 311,500円	
	収入役	— 円 (円)	— 円 / — 円	
報 酬	議長	332,000円 (円)	499,000円 / 227,000円	
	副議長	273,900円 (円)	430,000円 / 182,000円	
	議員	249,000円 (円)	400,000円 / 157,000円	
期 末 手 当	町長 副町長 収入役	(平成23年度支給割合) 2.60月分		
	議長 副議長 議員	(平成23年度支給割合) 2.60月分		
退 職 手 当	町長 副町長 収入役	(算定方式) 在職1年につき給料月額×500/100	(1期の手当額)	(支給時期) 任期ごとに支給
	備考	在職1年につき給料月額×290/100		任期ごとに支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

11 ①職員数の状況

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
一般行政 部 門	議会	2人	2人	0	
	総務	49人	48人	△ 1	職員異動に伴う欠員不補充
	税務	15人	16人	1	税務課固定資産税係の増員
	民生	52人	56人	4	福祉関係業務増による一般職員及び保育士の増員
	衛生	11人	13人	2	保健師の増員
	労働	1人	0人	△ 1	職員異動に伴う欠員不補充
	農林水産	8人	8人	0	
	商工	4人	3人	△ 1	職員異動に伴う欠員不補充
	土木	21人	22人	1	建設課建設第2係新設に伴う増員
	小計	163人	168人	5	
特別行政 部 門	教育	30人	31人	1	学務課施設係新設に伴う増員
	小計	30人	31人	1	
公営企業等 会計部門	下水道	7人	8人	1	下水道課工務係の増員
	その他	13人	13人	0	
	小計	20人	21人	1	
合 計		213人	220人	7	<参考> 人口1万人当たりの職員数 58人

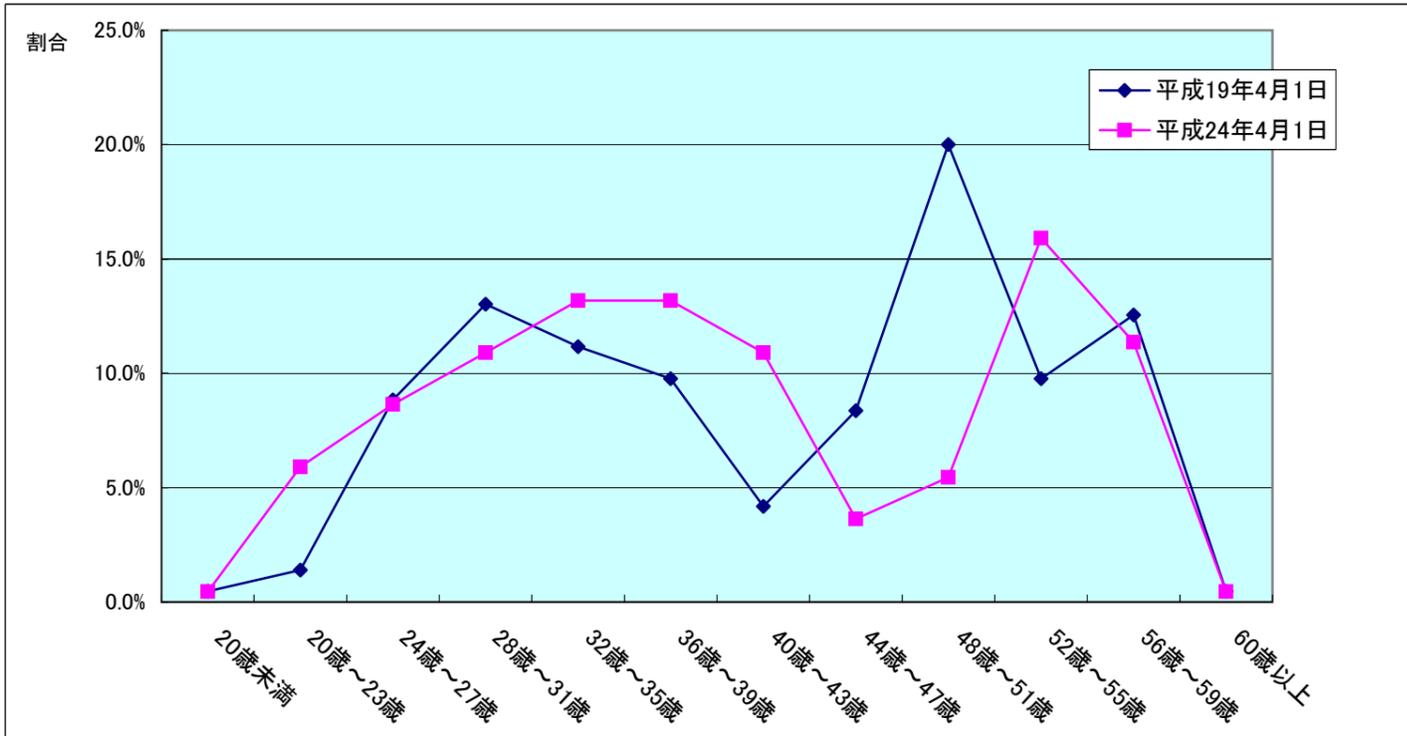
※職員数は、一般職員と教育長の合計数です。
 ※△はマイナスです。

②職員職種内訳

職 種	人 数
一般行政職	153人
税務職	15人
看護・保健職	10人
福祉職	23人
技能労務職	17人
教育職	1人
教育長	1人
合 計	220人

※上記4(2)、5の「一般行政職」には、本表の「一般行政職」、「税務職」、「看護・保健職」、「福祉職」を含みます。

12 年齢別職員構成の状況



平成24年4月1日

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	19人	24人	29人	29人	24人	8人	12人	35人	25人	1人	220人
割合	0.5%	5.9%	8.6%	10.9%	13.2%	13.2%	10.9%	3.6%	5.5%	15.9%	11.4%	0.5%	100.0%

※60歳以上は教育長のみです。

13 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

部門別	年度						過去5年間の	
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	増減数	率
一般行政	166	166	165	164	163	167	1	0.6%
教育	31	30	28	28	30	31	0	0.0%
普通会計計	197	196	193	192	193	198	1	0.5%
公営企業等会計	18	19	19	20	20	22	4	22.2%
総合計	215	215	212	212	213	220	5	2.3%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

14 勤務時間等の状況

本庁などの場合 月曜日～金曜日(休日を除く) 勤務時間 午前8時30分～午後0時 休憩時間60分
午後1時～午後5時15分

15 休暇の設置状況

種類	付与日数		
年次有給休暇	20日以内		
病気休暇	90日以内		
特別休暇 (主なもの)	内 訳	内容、取得条件等	付与日数
	ボランティア休暇	職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行うとき	5日以内
	結婚休暇	職員が結婚するとき	5日以内
	産前休暇	一定期間内に産する予定である職員が申し出たとき	8週間
	産後休暇	職員が産したとき	8週間
	育児時間休暇	女性職員が生後1年未満の子に授乳等行うとき	60分/日
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまでその子を看護する必要があるとき	5日以内
	忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	1日～7日
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進等を行うとき	5日以内	

16 分限及び懲戒処分の状況

分限処分	休職	処分者数	
		平成22年度	平成23年度
		5人	3人
懲戒処分	免職	0人	0人
	停職	0人	0人
	減給	0人	0人
	戒告	0人	0人
	合計	0人	0人

17 サービスの状況

- ・菊陽町職員サービス規程により、出勤管理、休暇請求の手續、出張の復命、事務引継などを規定
その他サービスに関しての主な条例等には、以下に掲げるものがあります。
- ・職員のサービスの宣誓に関する条例
- ・菊陽町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例・規則
- ・営利企業等の従事制限に関する規則

18 研修の状況

平成23年度に実施した主な研修は、以下のとおりです。

- ・一般研修(法制執務研修等)
- ・専門別研修(市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、熊本県市町村職員研修協議会、(財)日本経営協会における研修等)
- ・役職別研修(新任課長研修、課長級・係長級・主事級研修等)
- ・人権研修(町内、県内外で開催される人権問題理解のための研修)

19 勤務成績の評定の状況

- ・「菊陽町職員勤務評定制度に関する規程」(昭和61年訓令第3号)に基づき、平成23年度に実施。
職員研修や職員配置に活用。

20 福祉及び利益の保護の状況

- ・健康保険(熊本県市町村職員共済組合、公立学校共済組合熊本支部)
- ・健康管理(健康診断の実施、人間ドックの実施)
- ・公務災害補償(地方公務員災害補償基金熊本県支部他)
- ・互助会(菊陽町職員互助会)

○休暇の取得状況

	平成22年度	平成23年度
年次有給休暇	平均 5.6日/人	平均 4.9日/人
産前産後休暇	2人	4人
育児休業	4人	4人
介護休暇	0人	0人

○公平委員会の報告状況(事務を熊本県公平委員会に委託)

	平成22年度	平成23年度
勤務条件に関する措置要求	0件	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件	0件